



# 屋根雪・氷による 事故を防ぎましょう！

例年2月は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落事故や除雪機に巻き込まれるなどで尊い命を落とす事故が発生しています。

このような事故を防ぐため、特に次のことに注意し、冬期間の通行を安全・円滑にするよう、ご協力をお願いします。

〈北海道・北海道警察・土木下水道グループ〉

## 屋根の雪やつららを早めに下ろしましょう

▽道路に面した屋根の雪やつららを常に点検して、早めに下ろしましょう。また、雪下ろしのときには、

複数で行うこととし、やむを得ずひとりで行うときは、家族に声をかけましょう。その際、軒下の歩行者や遊んでいる子どもに注意しましょう。

▽屋根の雪などは、気温が急に上昇したとき、特に摂氏零度から前後3度くらいのときに落ちやすくなります。歩行者や遊んでいる子どもたちに注意し、早めに雪下ろしをしましょう。

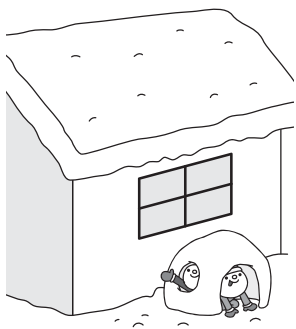
## 危険な軒下を歩かないようにしましょう

▽歩行者の方は、落水雪のある軒下などを歩かないようにしましょう。

また、建物を管理している方は、看板やロープなどで歩行者に注意を促すようにしましょう。

## 落水雪の危険がある場所では遊ばせない

▽屋根等からの落水雪の危険がある場所では子どもを遊ばせないようにするとともに、遊んでいる子どもを見かけたときは声をかけて注意しましょう。



## 雪下ろしは転落防止用ロープなどを装着

▽雪下ろし作業中に雪とともに屋根

から転落する事故が発生しています。雪下ろしを行うときは、転落防止用のロープを確実に装着するなど、転落防止の措置を講じましょう。

## 除雪機の使用時は安全を確かめましょう

▽除雪機を使用している除雪中に機械への巻き込みや、下敷きになるなどの事故が発生しています。除雪作業中は服装と周囲の安全を確認し、作業の中断及びその場を離れるときはエンジンを停止するなど、事故防止に注意しましょう。

## 道路に雪を出すのはやめましょう

▽歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根雪など住宅敷地内に積もった雪は道路へ出さないようにしましょう。

# 所得税の

# 確定申告が始まります！

申告と納付は2月17日から3月17日まで

月曜日のみ19時まで受付時間を延長（市役所のみ）

## 会場・受付時間

▼滝川税務署2階会議室

9時から17時まで

▼市役所2階会議室

8時30分から17時15分まで  
（月曜日のみ19時まで）

※所定の時間までに来られない場合は、税務グループへご相談ください。

※事業所得者、土地・株式などの譲渡所得、繰越損失、雑損所得のある方は、税務署で申告してください。

## 確定申告が必要な方

▼給与所得者

▽2か所以上から給与の支払いを受けている方

▽給与以外の所得が20万円を超える方

▽年途中の退職などで年末調整を受けていない方

▽年末調整で申告した配偶者特別控除の額が実際と違っていた方

※サラリーマンの方は、会社から給与を支給される際に税金は源泉徴収されています。年末調整で源泉徴収された税金が精算されている場合は、確定申告は不要です。

▼給与所得者以外

▽営業や年金などの所得の合計額が、基礎控除など各種控除の合計額を超える方

## こんなときにも

### 確定申告を

確定申告をする必要がない方でも、次のような場合には

所得税が還付されることがあります。

▽多額の医療費を支払ったとき

▽年末調整で住宅借入金等特別控除や所得控除が漏れていたとき

## 税関係証明書の発行には申告が必要です

年末調整や確定申告をしていない方は、各種届け出の際に必要な所得証明書など、税関係証明書の発行が受けられない場合があります。必ず申告を済ませましょう。

## 国保などの加入者は収入申告が必要です

年末調整や確定申告をする

必要がない方でも、国民健康保険に加入している世帯主や後期高齢者医療保険に加入している方は、収入の有無に関わらず収入申告を行う必要があります。

確定申告と同じ期間に市役所で受け付けますので、忘れずに申告してください。

なお、収入申告を忘れると、軽減などの優遇制度が受けられない場合があります。

## 申告に必要なもの

▽印鑑

▽税務署から送られた確定申告書（送られた方のみ）

▽給与や年金の源泉徴収票

▽健康保険などの社会保険料控除がある方は、領収書など支払い額のわかるもの

▽国民年金保険料については、日本年金機構から送られた控除証明書と支払ったことを証する領収証書

▽生命保険料、地震保険料については、生命保険会社などから送られた控除証明書

▽医療費控除を受ける方は、

医療費の領収書及び高額療養費などの補てん金額がわかるもの

▽生命保険の満期などで保険金を受け取った方は、必要経費などの明細がわかるもの



確定申告はお早めに

## 問い合わせ

▼滝川税務署（☎2222191）

▼税務グループ（市役所2階）  
☎4233214

確定申告書はできるだけ自分で書いて、早めに申告を済ませてください。  
また、申告書の文字や数字は機械で直接読み取りますので、ていねいに記入されるようお願いいたします。

こんなときは…

# 国民年金の手続きが必要です！

国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、年金制度に加入しなければなりません。  
次のようなときは、国民年金の加入手続きが必要です。

〈戸籍年金グループ・市役所1階 ☎42~3217〉



※被保険者の種別

- 第1号被保険者＝国民年金加入者
- 第2号被保険者＝厚生・共済年金などの加入者
- 第3号被保険者＝第2号被保険者に扶養されている人

手続きが必要なとき	種別の動き	手続き先
学生やフリーターなどで年金制度に加入していない方が20歳になったとき	未加入から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入から 第3号被保険者へ	第2号被保険者の勤務先
夫婦ともに国民年金に加入していたが、配偶者が就職して扶養されるようになったとき	第1号被保険者から 第3号被保険者へ	配偶者の就職先
第2号被保険者が、60歳になる前に退職したとき	第2号被保険者から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ
夫婦ともに第2号被保険者だったが、片方が退職し、配偶者に扶養されるとき	第2号被保険者から 第3号被保険者へ	扶養する側の勤務先
第2号被保険者に扶養されていたが、その第2号被保険者が退職したとき	第3号被保険者から 第1号被保険者へ	戸籍年金グループ
年金受給資格のある第2号被保険者が65歳になり、その人に扶養されていた配偶者が60歳未満のとき		
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養でなくなったとき		

**「緊急地震速報」を見聞きしたら、まず身の安全を！**

地震が恐ろしいといわれる理由のひとつに、何の前ぶれもなく、突然大地が揺れだすということがあげられます。例えば数秒程度のわずかな時間であっても、大きく揺れる前にそのことを知っていれば、事前に身構えるなどの対応ができ、自らの命を守ることが出来るかもしれません。

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに位置や規模、各地の震度を推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせする情報です。

この情報を見聞きしたときは、周囲の状況に応じて、あわてずに、身の安全を確保しましょう。

〔札幌管区気象台地震火山課 ☎0111-6111-6125〕

**■家庭にいるとき**

▽頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机などの下にかくれる

▽あわてて外へ出ない

▽その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない

**■屋外にいるとき**

▽ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、住宅等の壁、割れたガラスの落下に注意

▽山やがけ付近にいるときは、落石やがけ崩れに注意

**■おぜいの人がいる施設では**

▽施設の従業員の指示に従う

▽あわてて出口や階段などに殺到しない

**■乗り物で移動中**

▽自動車などの運転中は、あわててスピードを落とさず、ハザードランプなどで後続車に知らせ、緩やかにスピードを落とし、安全な場所に停止する

▽鉄道やバスに乗車中の時は、つり革や手すりなどにしっかりとつかまる